

東北電力スタジアム及びスワンフィールド利用調整規程

1. 目的

東北電力スタジアム（以下「スタジアム」）は大規模な公の施設であり、新潟県民一人一人の財産である。

スタジアムは、大規模な公の施設として国際大会等の大規模イベントを開催することで地域経済へ大きな波及効果を発揮し、県民へ感動を与える効果を有することができる施設である一方、全国大会やその予選大会等の大会利用、大会以外の一般の県民の方々にも広く利用できる機会を提供することで、新潟県のスポーツ文化を高めることが期待されている。

本規程は県立の大規模施設として、大規模大会等を優先しつつ、広く県民の方々に利用の機会を提供するため、スタジアムのグラウンドを大会等で専用利用をする場合の利用調整を、適切かつ円滑・効果的に進めることを目的とし指定管理者が定めるものである。

なお、調整に当たってはスポーツ公園南側のハードオフエコスタジアム新潟とも連携を図らなければならない。

2. 専用利用優先順位

以下の(1),(2),(3),(4),(5)の順位とする。

(1)大規模大会・イベント

- ・サッカー、ラグビー、陸上競技等の国際大会及び全国大会
- ・Jリーグ、ヤマザキナビスコ杯
- ・相当数の入場者が見込まれ、地域経済に大きな効果が得られるイベント

(2)中規模大会

大会の規模が広域的でスタンド利用も見込める大会

- ・サッカー、ラグビー、陸上等の北信越等の大会
- ・サッカー、ラグビー、陸上等の新潟県大会

(3)小規模大会

大・中規模大会に属しない大会

- ・上越、中越、下越地域等の地区大会
- ・市町村単位の大会
- ・学校、企業等の団体による体育祭 等

(4)大会以外の利用（芝生を使用しない利用に限る）

- ・陸上等練習会
- ・車展示会等のイベント

(5)一般専用利用

- ・サッカー等のアマチュアチームによる利用

3. スタジアムの利用調整

調整の流れは以下の通りとする。

(1)専用利用優先順位（1）～（4）までの調整

以下の予定で公募から内定を行う。

なお、ハードオフエコスタジアム新潟は、スタジアムに先行して大規模大会の利用調整を行うことから、特に大規模大会については互いに連絡を密にしなければならない。

① 公募から受付期間（11月下旬～12月下旬）

ホームページ等で公募するとともに、関係競技団体へ案内を送付し周知する。

利用申込みに当たっては、大会の概要が分かる書面の提出を求めるものとする。

② 内部調整（11月下旬～1月中旬）

1) 提出された書類の精査を行い、専用利用優先順位に基づき利用日程案を作成する。

2) 同一の利用希望日に複数の同規模大会が重なった場合は、必要に応じて関係団体とスタジアムが合議し調整する。

3) 利用調整に当たっては芝生の利用制限等を考慮し適切な日程を確保する。

③ 利用調整会議（1月下旬）

主な利用関係者による最終調整結果等の確認

④ 内定通知送付（2月上旬）

申請した利用日は内定通知の送付をもって仮決定とする。

(2)随時の大会等受付け

利用調整で内定した日のほかで使用可能日がある場合は、利用調整会議終了日の翌日より随時受付けを行う。

この場合、スタジアム内会議室等の受付状況を確認の上、使用目的、内容、審査を経て、内定を行う。

(3)一般専用利用

上記以外の利用（一般専用利用）は、原則として利用日が属する月の1月前の中旬に、使用可能日、使用可能競技をホームページで周知し、同月下旬より受付けを開始する。

なお、同一の使用可能日に複数の希望があった場合は抽選により使用者を決定する。

4. スワンフィールドの利用調整

3. のスタジアムの利用調整に併せて行い、原則としてスタジアムと併せた使用を最優先とする。スタジアムを使用しない場合の調整は大会等の規模、利用日数等を考慮の上、スタジアム所長が決定する。

5. 正式申し込み及び本決定

利用予定日の1ヶ月前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出すること。当該申請書の提出を正式申込みとし、「有料公園施設使用許可書」の交付をもって、

本決定とする。

6. 禁止事項等

①権利譲渡の禁止

使用の権利は団体等でなく大会に与えるものであり、これの譲渡・転貸は認めない。

②目的外の使用

利用申込み等に偽り、変更等があった場合は、有料公園施設使用許可書を交付した後でも、使用の権利を無効とする場合がある。

③キャンセル

「有料公園施設使用許可書」を交付した後は、原則としてキャンセルは認めない。

7. その他

①予備日

予備日は大会の事情を考慮し、必要と認めた範囲内でスタジアム所長が許可する。

②権利の消失等

利用予定日の1ヶ月前までに「有料公園施設使用許可申請書」の提出がなされない場合はキャンセルとみなし、権利を無効とする場合がある。

③その他

この規定に定めのない事項はスタジアム所長が決定する。